

守ろう！親子の愛・子どもの未来

～僕たち、私たちの親はひとりじゃない～

2016/9/27

親子断絶防止法 全国連絡会

頻繁かつ継続的な親子交流こそが、子どもの最善の利益です。

親子断絶防止法（仮称）が、「父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する法律」として条文化案が提出されたことに対し、国会議員の先生方に厚く御礼申し上げます。今回の議員立法は、是非とも早期成立いただきたく、全国の子どもと離れて暮らす当事者は期待に胸を膨らませております。子どもの最善の利益を実現するために、中長期的にも取り組んでいただきたいことも含め下記のとおり、当事者の思いや考えを述べさせていただきます。

条文案

要望事項

第一条

☆継続的な関係とは何か、ガイドライン等で立法府としての法の主旨を明らかにしてください。（立法府・厚労省）

- 現在の裁判所の運用の様に、月に1,2回の面会交流の実施で継続的な関係と判断されるのは無念でなりません。「父母が親子としての継続的な関係を持ち」とは、離れて暮らす親が、愛する我が子と頻繁に会うことができ、養育に関わることができることだと考えています。
- 継続的な関係の実現とは、どの程度の面会交流や養育参画によって満たされるのか、是非とも数字的なガイドラインの設定をお願い申し上げます。少なくとも年間100日の面会交流・養育参画が別居親にも認められるべきです。
⇒具体的には、米国アリゾナ州の最高裁作成のParenting Timeガイドラインを参考にさせていただきたく、お願い申し上げます。
- 国会議員の先生方が考える継続的な関係と、裁判所の言う継続的もしくは定期的な面会交流とは、量・質ともに全く異なるものであると明確に示していただきたく、お願い申し上げます。

☆変質された関係を維持することは、継続的ではないと明確に示してください。（厚労省）

- 長きに渡り、愛する我が子と引き離されている間に、別居親の悪口が子どもに吹き込まれることが多くあります。これは児童虐待であると、明示していただきたくお願いいたします。別居前の親子関係と同質の関係が継続されるべきであり、吹き込まれた悪口を信じてしまうことによって破壊された親子関係は継続すべきものではありません。
- 子どもの健全な成長のためにも、片親阻害（Parental Alienation Syndrome）に対する研究を積極的に推進いただきたく、お願い申し上げます。

☆長期に渡り、親子を引き離した後に、裁判所がようやく子どもの試行面会や調査官調査を実施し、それに基づいて監護権や面会交流の頻度を決定するのは止めてください。（裁判所・法務省）

- 長期に渡り、子どもと引き離された場合には、子どもへの調査は実施しないでください。
- 子どもへの調査を実施しなくてはならない際には、別居親を子どもと最低でも2週間同居させた後に、子どもへの調査を実施してください。
- 子どもへの調査によって、どちらの親と同居するかもしくは面会交流の頻度や時間に対する子どもの希望の集計結果を明らかにしてください。その際に連れ去りからの経過時間も明らかにしてください。

☆法律の施行前に親権・監護権・面会交流等が決定していても、新たに親権・監護権・面会交流を求めれば、この法律が適用されることを明示してください。

現状

- ・面会交流を裁判所に求めても、1ヶ月～数ヶ月に1回会えるごく僅かな程度しか認められず、まるで犯罪者の様な扱いを受ける有様です。同居親が要望するだけで監視付面会交流を強いられるケースも非常に多くなっています。
- ・1ヶ月～数ヶ月に1回程度、愛する我が子に会えるだけでも、裁判所では継続的もしくは定期的な面会交流が実施されていると判断され、連れ去り親側の弁護士はこの言葉を多用します。
⇒同じ継続的もしくは定期的という言葉が裁判所では多用されるからこそ、不安を感じざるを得ません。
- ・連れ去り、会わせず、その間に片親の悪口を子に吹き込むということが横行しています。引き離されている間に、自分の悪口を我が子に吹き込まれ、親子の関係が粉々に壊されてしまうケースも多数あります。
- ・僅かな親子交流で、同居していた頃の良好だった親子の関係を何とか少しずつ取り戻せても、子どもは別居親と二人きりの時にだけ愛情を示せ、他の人が同席の時は愛情を示すことはできず、別居親と子ども間の愛情は二人だけの秘密ということも多くなります。
⇒裁判所は子の意見を聞くことがありますが、子が心の奥底にある別居親への思いを封印し、裁判所の調査官に「このままで良い」と発言してしまうと、極めて少ない現状の面会交流のままで固定されてしまいます。調査官に何を子どもが話しかは、同居親も知ることになると子どもは調査官から事前に知らされて、意見を述べさせられます。果たして、心の奥底にある殆ど会うこともできない別居親への思いを同居親も知ることになる中で、子どもがどれだけの思いを語るでしょうか？引き離された期間が長ければ長いほど、それはより一層困難となります。
- ・アメリカのカリフォルニア州では、14歳未満の子どもに対して原則として裁判所が意見を聞くことはありません。
- ・小さな子どもにとっては、殆ど会えない親よりも、同居している親の言うことを信じるのは極めて自然なことです。時にはねつ造されたストーリーを、あたかも自分が見たかのように語ってしまうこともあります。こうした研究はアメリカでは数多くなされています。
- ・法律の成立を心待ちにしている当事者に、当該法律が適用されないというような悲劇を生まないためにも、法律施行前に親権・監護権・面会交流などが決定されていても、新たに求めればこの法律が適用されることを明確にさせていただきたくお願い申し上げます。既に親権・監護権・面会交流などが決定されていても、今後はこの法律が全ての当事者に適用されると理解しておりますが、あらためて確認させていただきたいと考えております。

第二条

☆父母がその実現についての責任を有するという基本的認識を是非とも浸透・徹底ください。（立法府・全庁）

- 離婚もしくは別居したら、もう実質的に親ではないということがまかり通るこの世の中を、父母が共にその実現について責任を有すると示し、浸透・徹底させ、常に子が両親から等しく愛情を直接的に受けられる世の中へと変えて下さい。

- ・愛する我が子を連れ去られた瞬間に実質的に親権を失ってしまい、そのまま子どもと引き離され、子どもと再会するのに長期間を要する現実があります。
- ・離婚後の単独親権を盾に、離婚もしくは別居時に、いずれか片方の親は愛する子から引き離されるのが当然であるとの裁判所の強い認識があります。
- ・母親であっても子どもを連れ去られたり、家から追い出されれば、かなりのケースで監護権もしくは親権は失われます。
（例）乳児（生後1ヶ月）の母親を追い出し、ベビーシッターに子を任せている父親に対し、裁判所は「子はベビーシッターにも父親にも懐いている」という理由で監護者を父親に指定。母子関係は良好であっても、子が母と会う機会は裁判所により極めて制限されています。

第三条

☆学校・幼稚園・保育園行事（運動会、学芸会、授業参観、保護者会など）に離れて暮らす親が参加できる様、学業履歴（成績書等）・欠席や不登校状況にアクセスできる様にして下さい。緊急連絡先にも別居親を加えてください。（文科省・厚労省）

☆医療履歴・健康診断書にアクセスできる様にして下さい。（厚労省）

☆スクールカウンセラーは、親の離婚や連れ去り別居に心を痛める子どものケアをお願い申し上げます。両親は以前と変わりなく子どもを愛していると、スクールカウンセラーからも子どもに伝えてください。（文科省・厚労省）

⇒ご参考：米国カリフォルニア州 司法局作成 http://familieschange.ca.gov/kids_flash/index.htm

☆別居親や親権喪失親への不当差別は止めてください。同居親の発言のみを尊重するのではなく、別居親の声にも耳を傾けてください。（文科省・厚労省）

- ・連れ去り別居に伴い、新たな学校・幼稚園・保育園では、別居親は保護者ではないとの理由で学校・幼稚園・保育園の行事への参加を拒否されるケースが極めて多くなっています。
- ・別居親が来たら、警察に通報すると校長や園長に依頼する同居親も多くなります。
- ・ひとり親家庭では孤立も生じ、多数の児童虐待死が後を絶ちません。虐待死において、もう片方の実親はどうしていたのか？というニュースが後を絶ちません。
- ・裁判所が連れ去り親に監護権を与えながら、子どもは同居の連れ去り親に殺されてしまったこともあります。別居親が頻繁かつ継続的に子どもに会えていたのであれば、子どもは殺されずに済んだのではないのでしょうか？
- ・監護権争いで勝利を確実にするために、弱い立場にある子どもは、同居親から別居親の悪口を吹き込まれ、それを信じ、アイデンティティーは傷付けられ、自己肯定感を喪失してしまいます。不幸にして交通事故や病気で片親を亡くしてしまった場合に、その様なことがあるでしょうか。

第六条

☆第1項の「書面による取決めを行う」を「当該取決めの内容を記載した書面を離婚の届書に添付して提出する」と要綱案にお戻しください。

☆親教育プログラムの導入（厚労省・総務省）

⇒未成年の子がいる者が離婚しようとする場合には、頻繁かつ継続的な面会交流や両親が共に養育に責任を負うことが、子の最善の利益に適うことを知り、その具体的な実現を可能とする情報を学ぶことのできる機会を提供してください。

- ・養育費もいらないので、子どもに一切会わせないということも多数ある様です。貧困とは金銭的なことだけではいでしょうか？片方の親の愛情を受けられない子の悲しみに目を向けてください。
- ・離婚届には、面会交流と養育費分担の取決めを行ったかのチェック欄が既にあります。離婚届の受理においてチェック欄の確認を担保するためにも、面会交流と養育費分担の取決めを提出させることは合理性があるのではないのでしょうか。

第七条

☆当該子との面会及びその他の交流が子の最善の利益を考慮して定期的に行われ、親子としての緊密な関係が維持されるとはどの程度の頻度や時間なのか、ガイドライン等で立法府としての法の主旨を明らかにしてください。

- 現在の裁判所の運用の様に、月に1, 2回の面会交流の実施で継続的な関係と判断されるのは無念でなりません。父母が親子としての継続的な関係を持ちとは、離れて暮らす親が、愛する我が子と頻りに会うことができ、養育に関わることができることだと考えています。
- 継続的な関係の実現とは、どの程度の面会交流や養育参画によって満たされるのか、是非とも数字的なガイドラインの設定をお願い申し上げます。
→米国アリゾナ州の最高裁作成のParenting Timeガイドラインを参考にいただき、具体的には、別居親が望めば宿泊も含めて少なくとも年間100日は子どもの養育に関わることができる様なガイドライン設定をお願いいたします。
- 国会議員の先生方が考える定期的と、裁判所の言う定期的な面会交流とは、量・質ともに全く異なるものであると明確に示していただきたく、お願い申し上げます。

☆できる限りに早期に実現させるよう努めなければならない、とはどの程度の期間なのかガイドラインで明示ください。

第八条

☆「(子を有する父母に対する啓発活動等)」を骨子案(平成28年8月25日)に記載の「(子の連れ去りの防止等の啓発活動等)」に修正してください。
⇒「第八条」が子の連れ去りを防止するための啓発活動を規定していることを明確に示すために、骨子案にお戻しください。

☆「国は、子を有する父母が」を「国は、子の連れ去り又は留置によって生じる有害な影響から子を守るために、子を有する父母が」に修正してください。
⇒ハーグ条約では、「子の利益が、最も重要であることを深く確信し、不法な連れ去り又は留置によって生じる有害な影響から子を国際的に守ること」と規定しており、条約との平仄を図ることで、子の連れ去り又は留置、子の奪取が子に有害な影響を与えると世界標準の理念と第八条が整合することとなり、父母に対する啓発活動の重要性が高まります。

☆第2項の「を行うよう努めなければならない。」を「を行うものとする。」と要綱案にお戻しください。
⇒専門教育を受けた臨床心理士を自治体に配置するなど、親教育プログラムを実施する公的機関の整備を行い、国による自治体の支援をお願いします。(総務省)

☆子の連れ去りを助長する、監護の継続性を監護権判断要素から外してください。離婚裁判時の有責の大きな事由に「子どもの連れ去り」を加えてください。

☆日弁連に対しても、子の連れ去りをクライアントに勧める様な行為を厳しく慎む様に国として提言ください。(裁判所・法務省)

☆子を連れ去った親による婚姻費用の請求を認めないようにしてください。(裁判所・法務省)

☆フレンドリーペアレントルールの周知に努め、夫婦関係が破綻しても両親が共同で子を養育すべきであることを説明して下さい。(裁判所・法務省)

第九条

☆「子の最善の利益に反するおそれを生じさせる事情がある場合には、」を「子の心身に害悪を及ぼすことその他子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険があることとして以下の各号に掲げる事由がある場合には、」に修正及び以下の各号の追加をお願いします。

- 一 子が非監護親から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動(次号において「暴力等」という。)を受けるおそれ
- 二 監護親が非監護親から子に心理的外傷を与えることとなる暴力等を受けるおそれ
- 三 非監護親が子を監護することが困難な事情の有無

⇒「子の最善の利益に反するおそれを生じさせる事情がある場合」の「おそれ」が具体的になく、これまでと同様に虚偽のDV主張に利用されることを危惧しております。ハーグ条約実施法第28条1～3号に「子の心身に害悪を及ぼすことその他子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険があること」の判断事由が明記されており、これと平仄を取って頂くようお願いします。

☆引き離された片親の悪口を子どもに吹き込むことは、児童虐待であると定義ください。(厚労省)

☆配偶者に対する暴力の判定、DV支援措置・保護命令の判断は証拠主義を採用ください。実際に殴った、蹴ったとの暴力があった際には、暴行罪・傷害罪として罰せられるべきです。(総務省、警察庁、内閣府、裁判所)

第十条

☆臨床心理士・スクールカウンセラー・自治体職員に、子どもの最善の利益とは何か、片親阻害とは何かを学ぶ研修プログラムを提供ください。(総務省・厚労省・文科省)

付則

☆「父又は母による一方的な子の連れ去りがあった場合における適切な対応の在り方について」も加えてください。

☆共同親権制度、選択的共同親権制度につき早期に実現をお願いいたします。子どもを巡って両親を争わせる現在の司法の仕組みから、子どもの養育に両親が共同して責任を持ち、子どもが両親から直接的に頻りに愛情を受けられる社会への転換へ向け、法制審議会の速やかな立ち上げを期待いたします。(法務省)

☆祖父母は高齢にて、残された時間は決して多くありません。実子に先立たれ、我が子の血を受け継ぐ孫への面会交流を速やかに認めてください。(法務省・厚労省)

☆附則の第3条の「政府は、父母の離婚後、2年・・・」とありますが、法律施行後、真に親子としての緊密な関係を維持もしくは築ける親子交流が実現できているのかを二カリングし、実現できていない様であれば、法律施行後、半年でも1年でも速やかに実現への対策を講じてください。

他

☆DVにおいて、男性と女性の扱いに差を設けるのは止めてください。男性が女性に行っても、全てDVとなることを行政・司法の隅々まで徹底ください。(内閣府、警察庁、総務省、厚労省)

☆子どもの貧困対策にて、ひとり親家庭と規定するのは止めてください。別居親を積極的に取り入れて下さい。子の連れ去りの結果や配偶者の追い出しによって作り出された片親に養育される状況を追認するのではなく、両親から直接的に愛情を受け養育される環境を作ることこそが、子どもが貧困から救われることに繋がると確信しております。それとも子どもの貧困対策とは、愛情などは関係なく金銭のみを語っているのでしょうか？両親が養育に関わることで、児童虐待の防止にも繋がり、養育費の支払いにも最大の効果を上げると考えます。(内閣府、厚労省)

☆養育費・婚姻費用の支払いは、所得から控除して税金を算出し、その受取は収入として(もしくはその収入は申告すれば控除可として)税金を算出してください。(財務省)

☆行政の養育費相談事業には、すべからず面会交流促進事業もその名称・実態ともに加えてください。(厚労省)

・日本の裁判所では、面会交流の決定までに極めて長期間を要しますが、裁判所はできる限り早期に実現させるように現在も努めていると認識しています。このままでは、裁判所は現状追認の法律が出来上がったと考えるのではないのでしょうか？

・平成24年の民法766条の改正の際には、現在裁判所が行っていることを明文化したに過ぎないと裁判官や調査官が実際に口にするのを多くの当事者が裁判所で耳にしています。

・ハーグ条約締結により、国際間の子の奪取は違法とされましたが、国内では是正されておらず、ダブルスタンダードな運用となっています。国内事案では、子どもを連れ去られた親は、子どもを住み慣れた家に戻すことはできません。

・先に連れ去った親が絶対的に有利となる司法の運用があり、先に子どもを連れ去ることをクライアントに推奨する弁護士も多数存在します。女性の社会進出も進む中で、父親だけでなく母親も子どもを連れ去られるケースが続出しています(当団体の当事者の約25%は女性)。

・子どもを連れ去られた親に監護権が認められるケースは殆どありません。

・子どもを連れ去った瞬間に、連れ去り側は子どもへのアクセスを極限まで制限する一方で、養育費よりも高額な婚姻費用をすぐに求めてきます。まるで誘拐ビジネスを弁護士が斡旋しているかの様です。

・監護権争いで勝利を確実にするために、弱い立場にある子どもは、同居親から別居親の悪口を吹き込まれ、それを信じ、アイデンティティーは傷付けられ、自己肯定感を喪失してしまいます。不幸にして交通事故や病気で片親を亡くしてしまった場合に、その様なことがあるでしょうか。

・「連れ去り、会わず、DV主張をする」は、親権もしくは監護権獲得の勝利の3点セットと弁護士の間では言われているそうです。極めて残念なことですが、法の専門家としてのスキルもあまり問われずに、勝利をほぼ確実にすることが可能です。

・一方の口頭での主張だけによるDV支援措置・保護命令の採用は、多くのねつ造DVを生じています。ねつ造DVの増加はマスコミ等でも話題となっています。

・アメリカをはじめとする先進諸国では、専門家による研究が進むとともに周知が図られています。

・アメリカでは共同親権が一般的であるものの、単独親権となることもあります。親権を失ったとしても日本の様に子どもへのアクセスが極めて制限されるという様なことはありません。頻りに継続的な面会交流や養育参画が、子どもの最善の利益に適うと広く認識されているからです。

・愛する我が子と断絶され、司法の場では勝手に子どもに会いに行くなと言われ、学校・幼稚園・保育園では保護者ではないと言われ、悲しみのあまり鬱病等を発症し、仕事にも悪影響を与え、生活そのものも崩れ始め、我が子という生きがいを失い、悲しみの拳句自殺する当事者も後を絶ちません。自殺により子どもを失った両親(祖父母)は、孫に面会交流を求めても裁判所では、相手にさえされません。生きている間に、我が子の血を継ぐ孫に会いたいという願いすら通わないのです。

・子どもの最善の利益、子どもの福祉を第一義的に据えた上で成り立つこの法案の意義は、子どもの貧困、児童虐待、いじめなど多岐に渡ります。いま各自治体が取組んでいる子どもに纏わるワンストップ型支援を、国が主導する形で、問題を一本化する省の新設が早期に望まれます。

・DVにおいて女性の相談し受け付けられない機関は、男女平等に反しているのではないのでしょうか？

・婚姻費用や養育費を十分に受け取っていないながら、生活保護を申請しているケースもある様です。